

西尾市合宿制度に係る事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市内で合宿を行う団体が宿泊する宿泊施設に対して、市内のスポーツ振興課所管体育施設の早期予約を可能にすることで、体育施設の利用率向上と、市内への宿泊を誘発し、もって観光需要等による新たな消費喚起を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体 市外に所在する中学校、高等学校、大学、専門学校の学生、指導者等で構成する体育系若しくは文化系団体又は企業等のクラブ、サークル及びスポーツ少年団で、その構成員に市外に在住する者を含むものをいう。
- (2) 宿泊施設 市内に所在する宿泊施設をいう。
- (3) 合宿 団体が宿泊施設に宿泊し、スポーツ活動又は文化活動の練習若しくは研修を行うことをいう。
- (4) 早期予約 体育施設を利用する日の属する月の7か月前から当該体育施設の利用許可の申請をすることをいう。
- (5) 合宿制度 宿泊施設が、当該宿泊施設に宿泊する団体が合宿で利用する体育施設の早期予約をすることができる制度をいう。

(登録)

第3条 合宿制度を利用しようとする宿泊施設は、合宿制度利用登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書を受理し、市長が適格と認めたときは登録証を交付する。

(早期予約条件)

第4条 登録証の交付を受けた宿泊施設は、その宿泊施設に宿泊する団体が行う合宿が次の各号のいずれにも該当するものである場合に限り、体育施設の早期予約をすることができる。

- (1) 単に大会やイベントに参加することを目的としたものではないこと。
- (2) 9時から17時の間に体育施設を利用するものであること。
- (3) 営利目的でないこと。
- (4) 政治的又は宗教的活動でないこと。

(対象施設)

第5条 早期予約の対象となる体育施設は、あいち共同利用型施設予約システムに登録されているスポーツ振興課が所管する体育施設とする。

(早期予約申請)

第6条 宿泊施設は、早期予約を申請する際は、合宿エントリーシート（様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長又は教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 あいち共同利用型施設予約システムの利用許可申請に係る手続は、登録証の交付を受けた宿泊施設が行う。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。